

# 官報

号外 昭和三十四年五月二日

## 第三十二回 参議院會議録第二十八号

昭和三十四年五月二日(土曜日)午後一時三十分開議

議事日程 第二十八号

昭和三十四年五月二日

午後一時開議

第一 中小企業退職金共済法案

(内閣提出、衆議院送付)

第二 水産物小売業者の育成施策

確立に関する請願(十件)

第三 静岡県原町漁民に対する工場放出汚水毒物による漁業補償等の請願

第四 さつまいもでん粉の政府買上げ実施促進に関する請願(二件)

第五 愛媛県松山港を植物防疫法

第六条第二項の港に指定する等の請願

第六 水産業協同組合法の一部改正に関する請願

第七 新農山漁村建設総合対策事業費増額補助増額に関する請願

第八 漁業共済制度助成に関する請願

第九 漁業共済規程の一部改正に関する請願

第一〇 漁業協同組合の育成強化に関する請願

第一一 水産物価格安定制度確立等に関する請願

第二二 水産業改良普及事業の整備拡充に関する請願

第二三 静岡県原町漁民に対する工場放出汚水毒物による漁業補償等の請願

第二四 静岡県元吉原漁民に対する工場放出汚水毒物による漁業補償等の請願

第二五 蕪糸価格安定措置等に関する請願(二件)

第二六 木炭の価格安定対策確立等に関する請願

第二七 自作農維持創設資金の融資拡大に関する請願

第二八 遊興飲食税減免に関する請願(十一件)

第二九 上水道事業買収償のわく拡大等に関する請願

第三〇 地方財政法附則改正に関する請願

第三一 地方公共団体に對する財源付与等の請願

第三二 地方財政の再建等のための公共事業に係る困庫負担等の臨時特例に関する法律の有効期限延長に関する請願

第三三 消防制度改正促進に関する請願(二件)

第三四 離島振興法に基く困庫補助増額の請願

第二五 治安施設費の財源措置に関する請願

第二六 酔い酔犯罪者の保安処分法制定促進に関する請願(二件)

第二七 酔い酔犯罪者の保安処分法制定促進等に関する請願

第二八 大阪府吹田市山田地区の電話改善に関する請願

第二九 無線通信機器保守工事業者認定制度に関する請願(二件)

副議長(平井太郎君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

昨日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 吉田 法晴君

地方行政委員 森 八三三君

大蔵委員 平林 剛君

社会労働委員 片岡 文重君

農林水産委員 清澤 俊英君

商工委員 藤田 進君

運輸委員 大和 与一君

建設委員 村上 義一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 平林 剛君

地方行政委員 村上 義一君

大蔵委員 吉田 法晴君

社会労働委員 大和 与一君

農林水産委員 藤田 進君

商工委員 清澤 俊英君

運輸委員 大和 与一君

建設委員 村上 義一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 平林 剛君

地方行政委員 村上 義一君

大蔵委員 吉田 法晴君

社会労働委員 大和 与一君

農林水産委員 藤田 進君

商工委員 清澤 俊英君

運輸委員 片岡 文重君

建設委員 森 八三三君

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

防衛庁設置法の一部を改正する法律

自衛隊法の一部を改正する法律

同日内閣から、左記の者を皇居造営審議会委員に任命することについて国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

記 衆議院議員 大野 伴陸

同 杉山 元治郎

同 林 讓治

同 原 彪

同 益谷 秀次

同 松永 東

同 大野 木秀次郎

同 草葉 隆圓

同 佐多 忠隆

同 村上 義一

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣から、衆議院議員大野伴陸君、村上元治郎君、林讓治君、原彪君、益谷秀次君、松永東君、本院議員大野木秀次君、草葉隆圓君、佐多忠隆君、村上義一君を皇居造営審議会委員に任命することについて、本院の議決を求めました。

これら諸君が同委員につくことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よって本件は、全会一致をもって、これらの諸君が皇居造営審議会委員につくことができると議決されました。

副議長(平井太郎君) 日程第一、中小企業退職金共済法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長久保等君。

審査報告書

中小企業退職金共済法案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長 久保 等

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業の従業員

の福祉の増進と中小企業の振興に

資するため、中小企業退職金共済

制度を創設し、これに関し必要な

事項を定めるとともに、その運営

にあたる中小企業退職金共済事業

団について組織、財務その他所要

の事項を定めようとするものであ

つて適当な措置と認める。

副議長(平井太郎君) 御異議ないことを認めます。

内閣から、衆議院議員大野伴陸君、村上元治郎君、林讓治君、原彪君、益谷秀次君、松永東君、本院議員大野木秀

二、費用

本法施行に伴う経費として、昭和三十四年度において約五千百万円を要する見込である。

中小企業退職金共済法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十四年四月一日

衆議院議長 加藤謙五郎

参議院議長 松野鶴平殿

（小字及び一は衆議院修正）  
中小企業退職金共済法案

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 退職金共済契約(第三条—第二十三条)
- 第三章 共済契約者及び被共済者(第二十四条—第二十七条)
- 第四章 中小企業退職金共済事業団(第二十八条—第六十条)
- 第五章 国の補助(第六十一条)
- 第六章 雑則(第六十二条—第六十七條)
- 第七章 罰則(第六十八條—第七十九條)
- 附則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 この法律は、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金共済制度を確立し、もつ

てこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「中小企業者」とは、常時雇用する従業員の数が百人(金融業若しくは保険業、不動産業、卸売業若しくは小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については、三十人)をこえない事業主(国、地方公共団体その他労働省令で定めるこれらに準ずる者を除く)をいう。

2 この法律で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

3 この法律で「退職金共済契約」とは、事業主が中小企業退職金共済事業団(以下「事業団」といふ)に掛金を納付することを約し、事業団がその事業主の雇用する従業員

の退職について、この法律の定めるところにより、退職金を支給することを約する契約をいう。

4 この法律で「共済契約者」とは、退職金共済契約の当事者である事業主をいう。

5 この法律で「被共済者」とは、退職金共済契約により事業団がその者の退職について退職金を支給すべき者をいう。

第二章 退職金共済契約

(契約の締結)

第三条 中小企業者でなければ、退職金共済契約を締結することができない。

2 現に退職金共済契約の被共済者である者については、その者を被

共済者とする新たな退職金共済契約を締結することができない。

3 中小企業者は、次の各号に掲げる者を除き、すべての従業員について退職金共済契約を締結するようしなければならない。

一 期間を定めて雇用される者

二 季節的業務に雇用される者

三 試用期間中の者

四 常時勤務に服することを要しない者

五 現に退職金共済契約の被共済者である者

六 第八条第二項第三号の規定により解除された退職金共済契約の被共済者であつて、その解除の日から一年を経過しないもの

七 前各号に掲げる者のほか、労働省令で定める者

3 事業団は、次の各号に掲げる場合を除いては、退職金共済契約の締結を拒絶してはならない。

一 契約の申込者が第八条第二項第一号の規定により退職金共済契約を解除され、その解除の日から六月を経過しない者であるとき。

二 当該申込に係る被共済者が第八条第二項第三号の規定により解除された退職金共済契約の被共済者であつて、その解除の日から一年を経過しないものであるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、労働省令で定める正当な理由があるとき。

第四条 退職金共済契約は、被共済者ごとに、掛金月額を定めて締結するものとする。

2 掛金月額は、被共済者一人につき、二百円以上千円以下でなければならない。

3 掛金月額には、百円未満の端数があつてはならない。

(被共済者等の受益)

第五条 被共済者及びその遺族は、当然退職金共済契約の利益を受ける。

(契約の申込)

第六条 退職金共済契約の申込は、被共済者となるべき者の意に基づいて行つて、被共済者の氏名及び掛金月額を明らかにし、かつ、掛金月額に相当する額の申込金を添えてしなければならない。

2 申込金は、退職金共済契約が効力を生じた日の属する月の掛金に充てる。

3 事業団は、退職金共済契約の締結を拒絶したときは、遅滞なく、申込金を返還しなければならない。

(契約の成立)

第七条 退職金共済契約は、事業団がその申込を承諾したときは、その申込の日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

2 退職金共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済者に通知しなければならない。

3 事業団は、退職金共済契約の成立後遅滞なく、共済契約者に退職金共済手帳を交付しなければならない。

4 退職金共済手帳は、掛金の納付状況を明らかにすることができるものでなければならない。

(契約の解除)

第八条 事業団又は共済契約者は、第二項又は第三項に規定する場合を除いては、退職金共済契約を解除することができない。

2 事業団は、次の各号に掲げる場合には、退職金共済契約を解除するものとする。ただし、第二号に該当する場合であつて、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 共済契約者が労働省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠つたとき(労働省令で定める正当な理由がある場合を除く)。

二 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき。

三 被共済者が偽りその他不正の行為によつて退職金又は解約手当金(以下「退職金等」といふ)の支給を受け、又は受けようとしたとき。

3 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、退職金共済契約を解除することができる。

一 被共済者の同意を得たとき。

二 掛金の納付を継続することが著しく困難であると労働大臣が認めたととき。

4 退職金共済契約の解除は、将来に向つてのみその効力を生ずる。

5 前条第二項の規定は、退職金共済契約の解除について準用する。

(掛金月額の変更)

第九条 事業団は、共済契約者から掛金月額の増加の申込があつたときは、これを承諾しなければならない。

2 事業団は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込については、前

条第三項各号に掲げる場合を除き、これを承諾してはならない。

3 前二項の申込は、被共済者の氏名及び増加後又は減少後の掛金月額を明らかにしてしなければならない。

4 第七条第一項及び第二項の規定は、掛金月額の増加又は減少について準用する。

(退職金)

第十條 事業団は、被共済者が退職したときは、その者(退職が死亡によるものであるときは、その遺族)に退職金を支給する。ただし、当該被共済者に係る掛金の納付があつた月数(以下「掛金納付月数」といふ)が十二月に満たないときは、この限りでない。

2 退職金の額は、次の各号により計算して得た金額の合算額とする。

- 1 掛金納付月数に應じ別表第一の中欄に定める金額(掛金納付月数のうちに当該共済契約者が中小企業者以外の事業主であつた期間に係るものがあるときは、掛金納付月数に應じ同表の下欄に定める金額の二倍に相当する額に、中小企業者であつた期間に係る掛金納付月数に應じ同表の中欄に定める金額からその下欄に定める金額の二倍の額を減じて得た額を加算した金額)
- 二 二百円をこえる掛金月額について、その百円ごとに、掛金の納付があつた月数に應じ同表の下欄に定める金額

3 被共済者がその責に帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約

者の申出があつた場合において、労働省令で定める基準に従ひ労働大臣が相当であると認めるときは、事業団は、労働省令で定めるところにより、退職金の額を減額して支給することができる。

(遺族の範囲及び順位)

第十一條 前条第一項の規定により退職金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者(届出をしていないが、被共済者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む)
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 退職金を受けるべき遺族の順位は前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 前項の規定により退職金を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、退職金は、その人数によつて等分して支給する。

(欠格)

第十二條 故意の犯罪行為により被共済者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、退職金を受けることができない。被共済者の死亡前に、その者の死亡によつて退職金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

(解約手当金)

第十三條 退職金共済契約が解除されたときは、事業団は、被共済者に解約手当金を支給する。

2 第八條第二項第三号の規定により退職金共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は、支給しない。ただし、労働省令で定める特別の事情があつた場合は、この限りでない。

3 第十條第一項ただし書の規定は、解約手当金について準用する。

4 解約手当金の額は、掛金月額の百円ごとについて、掛金の納付があつた月数に應じ別表第一の下欄に定める金額の合算額とする。

5 事業団は、第二項ただし書の規定により解約手当金を支給する場合は、労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

(掛金納付月数の通算)

第十四條 被共済者が(その者に係る掛金納付月数が)退職した後に(その者に係る掛金納付月数が)四月以上の者(以下「再就職者」といふ)は、再就職後六月以内に、退職金を請求しない限り、再就職中小企業者又は労働省令で定めるその者と類似の事業を行つた中小企業者に雇用されて被共済者となり、かつ、その者の申出があつた場合であつて、その退職

が当該被共済者の責に帰すべき事由又はその都合によるものでない労働大臣が認めるときは、労働省令で定めるところにより、前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる。

(未成年者の独立請求)

第十五條 未成年者である被共済者は、独立して、当該退職金共済契約に係る退職金等を請求することができる。

(譲渡等の禁止)

第十六條 退職金等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被共済者の退職金等の支給を受ける権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む)により差し押える場合は、この限りでない。

(退職金等の返還)

第十七條 偽りその他不正の行為により退職金等の支給を受けた者があつた場合は、事業団は、その者から当該退職金等を返還させることができる。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明又は届出によるものであるときは、事業団は、その者に対して、支給を受けた者と連帯して退職金等を返還させることができる。

2 事業団が被共済者又はその遺族に退職金等を支給すべき場合において、第一項の規定により事業団に返還すべき金額があるときは、事業団は、その退職金等とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

(掛金の納付)

第十八條 共済契約者は、退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から被共済者が退職した日又は退職金共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、その月の末日(退職の日又は退職金共済契約の解除の日)に属する月にあつては、その退職の日又はその解除の日)における掛金月額により、毎月分の掛金を翌月末日までに納付しなければならない。

2 毎月分の掛金は、分割して納付することができる。

(前納の場合の減額)

第十九條 事業団は、共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付したときは、労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

(割増金)

第二十條 事業団は、納付期限後に掛金を納付する共済契約者に対して、割増金を納付させることができる。

2 割増金の額は、掛金の額百円につき一日六銭の割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額をこえてはならない。

(納付期限の延長)

第二十一條 事業団は、常時五人未満の従業員を雇用する共済契約者については、労働省令で定めるところにより、三月の範囲内で第十八條第一項の納付期限を延長することができる。

2 事業団は、天災その他やむを得ない事由により共済契約者が掛金を納付期限までに納付することが

できないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。  
(時効)

第二十二條 退職金等の支給を受ける権利は五年間、掛金の納付を受ける権利及び掛金又は申込金の返還を受ける権利は二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 退職金の支給を受ける権利を有する遺族が先順位者又は同順位者の生死又は所在が不明であるために退職金の請求をすることができない場合には、その請求をすることができなくなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。  
(期間計算の特例)

第二十三條 退職金等の請求又は掛金若しくは申込金の返還の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が書面の郵送により行われたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

第三章 共済契約者及び被共済者

(退職金共済手帳の提示等)  
第二十四條 共済契約者は、被共済者から要求があつたときは、退職金共済手帳を提示しなければならない。

2 共済契約者は、被共済者が退職したとき、又は退職金共済契約が解除されたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく、退職金共済手帳を被共済者又はその遺族若しくは相続人に交付しなければならない。

3 共済契約者は、被共済者又はその遺族若しくは相続人が退職金等の支給を受けるために必要な証明書等を請求したときは、遅滞なく、これを交付しなければならない。  
(不利益取扱の禁止)  
第二十五條 中小企業者は、退職金共済契約に關し、従業員に対して不当な差別的取扱をしてはならない。

2 中小企業者は、退職金共済契約を締結しようとする場合においては、従業員の意見を問ふなければならない。  
(届出)  
第二十六條 共済契約者は、中小企業者でない事業主となつたとき、又は被共済者が退職したときは、遅滞なく、その旨を事業団に届け出なければならない。

(報告等)  
第二十七條 事業団は、業務の執行に必要な限度において、共済契約者又は被共済者に対して、報告又は文書の提出を求めることができる。

第四章 中小企業退職金共済事業団

(目的)  
第二十八條 事業団は、この法律の規定による中小企業退職金共済制度を運営し、あわせて中小企業者及びその雇用する従業員の福祉の増進を図るために必要な施設の設置及び管理を行うことを目的とする。  
(法人格)  
第二十九條 事業団は、法人とする。  
(事務所)

第三十條 事業団は、事務所を東京都に置く。  
(登記)  
第三十一條 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。  
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称使用の制限)  
第三十二條 事業団でない者は、中小企業退職金共済事業団という名称を用いてはならない。  
(民法の準用)  
第三十三條 民法(明治二十九年法律第八十九号第四十四条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

(役員)  
第三十四條 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。  
(役員の仕事及び権限)  
第三十五條 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。  
3 監事は、事業団の業務を監査する。  
(役員の内命)  
第三十六條 理事長及び監事は、労働大臣が任命する。

2 理事は、理事長が労働大臣の認可を受けて任命する。  
(役員の内命)  
第三十七條 役員の内命は、四年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。  
2 役員は、再任されることができない。  
(役員の内格条項)  
第三十八條 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。  
(役員の内任)  
第三十九條 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。  
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。  
二 職務上の義務違反があるとき。  
3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。  
(役員の内兼職禁止)  
第四十條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営

利事業に従事してはならない。ただし、労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。  
(代表権の制限)  
第四十一條 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。  
(職員の内命)  
第四十二條 事業団の職員は、理事長が任命する。  
(役員及び職員の内公務員たる性質)  
第四十三條 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。  
(業務の内範圍)  
第四十四條 事業団は、第二十八條の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 この法律の規定による中小企業退職金共済事業を行うこと。  
二 保健、保養又は教養のための施設の経営を行うこと。  
三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。  
2 前項第二号に掲げる業務は、同項第一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、事業団の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行われなければならない。  
(業務内法書)  
第四十五條 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。

い。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、労働省令で定める。  
(業務の委託)

第四十六条 事業団は、労働大臣の認可を受けて、金融機関に対して、退職金等の支給並びに掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務の一部を委託することができる。

2 事業団は、労働大臣の認可を受けて、事業協同組合、中小企業団体中央会、商工会議所その他の事業主の団体に対して、調査、広報その他その業務(前項に規定するものを除く。)の一部を委託することができる。

3 前二項に規定するものは、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(事業年度)

第四十七条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第四十八条 事業団は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、事業年度開始前に労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第四十九条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第五十条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後二月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)  
第五十一条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をりめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金の制限)  
第五十二条 事業団は、借入金をしてはならない。ただし、第四十四条第一項第一号に掲げる業務を行うため必要な場合において、あらかじめ、労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(余裕金の運用)  
第五十三条 事業団は、業務上の余裕金を運用するにあつては、第三項に規定するもののほか、次の各号に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

一 労働大臣及び通商産業大臣が指定する金融機関への預金又は金銭信託

二 労働大臣及び通商産業大臣が指定する有価証券の取得

三 不動産の取得

2 事業団は、運用方法を特定する金銭信託又は不動産の取得により業務上の余裕金を運用する場合は、あらかじめ、労働大臣の承認を受けなければならない。

3 事業団は、政令で定めるところにより、業務上の余裕金のうち一定の金額を資金運用部に預託して運用しなければならない。

4 事業団は、四半期ごとに業務上の余裕金の運用計画を作成し、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 業務上の余裕金の運用については、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金(○又はその従業員の福祉を増進するための資金)に融通されるように配慮しなければならない。

(財産の処分等の制限)  
第五十四条 事業団は、労働省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

(規程)  
第五十五条 事業団は、業務開始の際、次の各号に掲げる事項について規程を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 会計に関する事項

二 役員及び職員の手当に関する事項  
(労働省令への委任)

第五十六条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(監督)  
第五十七条 事業団は、労働大臣が監督する。

2 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)  
第五十八条 労働大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対して業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(解散)  
第五十九条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(協議)  
第六十条 労働大臣は、次の各号に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四十五条第一項、第四十八条、第五十四条又は第五十五条の規定による認可をしようとするとき。

二 第四十五条第二項、第五十四条又は第五十六条の規定による労働省令を定めようとするとき。

三 第五十条第一項、第五十二条ただし書又は第五十三条第二項の規定による承認をしようとするとき。

2 労働大臣は、次の各号に掲げる場合には、通商産業大臣と協議しなければならない。

一 第四十五条第一項、第四十六条第二項又は第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

二 第五十六条の規定による労働省令を定めようとするとき。

3 労働大臣及び通商産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第五十三条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

二 第五十三条第四項の規定による認可をしようとするとき。

第五章 国の補助  
第六十一条 国は、毎年度、予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費を補助することができる。

一 掛金納付月数(共済契約者が中小企業者であつた期間に係るものに限る。以下この号において同じ。)が八十四月以上である被共済者に係る退職金(掛金納

付金)が八十四月以上である被共済者に係る退職金(掛金納

付金)が八十四月以上である被共済者に係る退職金(掛金納

付月数に応じ別表第一の中欄に定める金額に百分の五(掛金納付月数が百二十月以上の場合は、百分の十)を乗じて得た額に相当する部分に限る。)の支給に要する費用

二 事業団の事務に要する費用

第六章 雑則

(中小企業退職金共済審議会)

第六十二条 労働省は、中小企業退職金共済審議会(以下この条において「審議会」という)を置く。

2 審議会は、この法律の施行及び改正に関する事項について労働大臣の諮問に応ずるほか、必要と認める事項について関係行政機関に建議することができる。

3 審議会は、十五人以上の委員をもって組織する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

5 前四項に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(審査の請求)

第六十三条 共済契約者又は被共済者その他退職金等の支給を受ける権利を有する者は、退職金共済契約上の権利義務に關する事項について異議があるときは、労働保険審査会に審査を請求することができる。

2 前項の審査の請求は、請求人が異議に係る事実を知つた日から二月以内になければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査の請求をすることができなかつたことを説明したときは、この限りでない。

3 第一項の審査の請求は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

4 前三項の規定は、第一項に規定する者が同項に規定する事項について直ちに訴を提起することを妨げるものと解釈してはならない。

5 労働保険審査会は、第一項の審査の事務に必要な限度において、関係行政庁に対してその事務の一部を委任することができる。

6 前項に定めるもののほか、第一項の審査の手続に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(掛金及び退職金等の額の検討)

第六十二条 掛金及び退職金等の額は、少なくとも五年ごとに、退職金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

(職権の委任)

第六十三条 この法律に規定する労働大臣の職権で政令で定めるものは、都道府県知事が行う。

(船員に關する特例)

第六十四条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である被共済者に關しては、第十条第三項、第十四条及び前条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第十条第三項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「海運局長」とする。

(戸籍書類の無料証明)

第六十五条 市町村長(特別区の区長を含む)の、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長)は、当該市町村(特別区を含む)の条例で定めるところにより、事業団又は退職金等の支給を受ける権利を有する者に対して、被共済者又は退職金等の支給を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

第七章 罰則

第六十六条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項(第八条第五項及び第九条第四項において準用する場合を含む)又は第二十四条の規定に違反した者

二 第二十六条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第六十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により労働大臣又は労働大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第三十一条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第四十四条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第五十三条第一項又は第三項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第五十七条第二項の規定による労働大臣の命令に違反したとき。

第六十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十九条 第三十二条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 労働大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、設立の登記をするこ

とによつて成立する。

(経過規定)

第五条 この法律の施行の際現に中小企業退職金共済事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第三十二条の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

第六条 事業団の最初の事業年度は、第四十七条の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るものとする。

第七条 事業団の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第四十八条中「事業年度開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(従前の積立事業についての取扱)

第八条 事業団が第四十四条第一項第一号の業務を開始する際現に中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立の事業(以下この条において「積立事業」という。)で労働省令で定める基準に適合すると労働大臣が認定するものに参加している中小企業者が、同号の業務の開始の日から一年以内に当該従業員を被共済者として退職金共済契約を締結し、その退職金共済契約の効力の生じた日から三月以内に、労働省令で定めるところにより、当該従業員について当該積立事業に積み立てられている金額の範囲内で、別表第二の上欄に定める金額に掛金月額

を百円で除した数を乗じて得た金額を事業団に納付したときは、その下欄に定める月数を掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、通算すべき月数は、当該従業員について中小企業者が積立事業に参加していた期間の月数（その期間の月数が六十月をこえるときは、六十月）をこえることができない。

2 労働大臣は、前項の規定により積立事業の認定の基準に関する労働省令を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣と協議しなければならない。

(登録税法の一部改正)

第九条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「労働福祉事業団」の下に、「中小企業退職金共済事業団」を、「労働福祉事業団法」の下に、「中小企業退職金共済法」を加える。

第十九条第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七ノ二 中小企業退職金共済事業団方中小企業退職金共済法第四十四条第一項第一号又ハ第二号ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一ノ次に

次の一号を加える。

六ノ十一ノ四 中小企業退職金共済事業団ノ中小企業退職金共済法第七條第三項ニ基キテ発スル退職金共済手帳又ハ同法第十条ノ退職金若ハ同法第十三條ノ解約手当金ニ関スル

証券、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十二号中「並びに農林漁業団体職員共済組合」を「農林漁業団体職員共済組合並びに中小企業退職金共済事業団」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十二條 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「並びに農林漁業団体職員共済組合」を「農林漁業団体職員共済組合並びに中小企業退職金共済事業団」に改める。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第十三條 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中第四号の三を第四号の四とし、第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第 号）による中小企業退職金共済事業に関する事

(労働省設置法の一部改正)

第十四條 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第

(地方税法の一部改正)

第十五條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「並びに農林漁業団体職員共済組合」を「農林漁業団体職員共済組合並びに中小企業退職金共済事業団」に改める。

別表第一

掛金納付月数	金	額
二月	七〇〇円	三六〇円
三月	八〇〇円	四〇〇円
四月	九〇〇円	四四〇円
五月	一,〇〇〇円	四八〇円
六月	一,一〇〇円	五二〇円
七月	一,二〇〇円	五六〇円
八月	一,三〇〇円	六〇〇円

一月	一,六〇〇円	八二〇円
二月	一,八〇〇円	九〇〇円
三月	二,〇〇〇円	九八〇円
四月	二,二〇〇円	一,〇六〇円
五月	二,四〇〇円	一,一四〇円
六月	二,六〇〇円	一,二二〇円
七月	二,八〇〇円	一,三〇〇円
八月	三,〇〇〇円	一,三八〇円
九月	三,二〇〇円	一,四六〇円
十月	三,四〇〇円	一,五四〇円
十一月	三,六〇〇円	一,六二〇円
十二月	三,八〇〇円	一,七〇〇円

三月	四,〇〇〇円	一,七八〇円
四月	四,二〇〇円	一,八六〇円
五月	四,四〇〇円	一,九四〇円
六月	四,六〇〇円	二,〇二〇円
七月	四,八〇〇円	二,一〇〇円
八月	五,〇〇〇円	二,一八〇円
九月	五,二〇〇円	二,二六〇円
十月	五,四〇〇円	二,三四〇円
十一月	五,六〇〇円	二,四二〇円
十二月	五,八〇〇円	二,五〇〇円
一月	六,〇〇〇円	二,五八〇円
二月	六,二〇〇円	二,六六〇円
三月	六,四〇〇円	二,七四〇円
四月	六,六〇〇円	二,八二〇円
五月	六,八〇〇円	二,九〇〇円
六月	七,〇〇〇円	二,九八〇円
七月	七,二〇〇円	三,〇六〇円
八月	七,四〇〇円	三,一四〇円
九月	七,六〇〇円	三,二二〇円
十月	七,八〇〇円	三,三〇〇円
十一月	八,〇〇〇円	三,三八〇円
十二月	八,二〇〇円	三,四六〇円











四九四月	四九三月	四九二月	四九一月	四九〇月	四八九月	四八八月	四八七月	四八六月	四八五月	四八四月	四八三月	四八二月	四八一月	四八〇月	四七九月	四七八月	四七七月	四七六月	四七五月	四七四月
三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円

五一五月	五一四月	五一三月	五一二月	五一一月	五一〇月	五〇九月	五〇八月	五〇七月	五〇六月	五〇五月	五〇四月	五〇三月	五〇二月	五〇一月	五〇〇月	四九九月	四九八月	四九七月	四九六月	四九五月
三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円

五二六月	五二五月	五二四月	五二三月	五二二月	五二一月	五二〇月	五一九月	五一八月	五一七月	五一六月	五一五月	五一四月	五一三月	五一二月	五一一月	五一〇月	四九九月	四九八月	四九七月	四九六月	四九五月
三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円

一、一三〇円	一、一三〇円	一、〇二〇円	九二〇円	八一〇円	七一〇円	六一〇円	五〇〇円	四〇〇円	三〇〇円	二〇〇円	一〇〇円	金	額	月	数
一二月	十一月	一〇月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月				

別表第二

五三七月	五三八月	五三九月	五四〇月	五四一月	五四二月	五四三月	五四四月	五四五月	五四六月	五四七月	五四八月	五四九月	五四十月	五四十一月	五四十二月	五四一月	五四二月	五四三月	五四四月	五四五月	五四六月	五四七月	五四八月	五四九月	五四十月	五四十一月	五四十二月
三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円	三三六〇〇円

三、五七〇円	三、四五〇円	三、三三〇円	三、二一〇円	三、一〇〇円	二、九九〇円	二、八八〇円	二、七六〇円	二、六五〇円	二、五四〇円	二、四三〇円	二、三二〇円	二、二一〇円	二、一〇〇円	一、九九〇円	一、八八〇円	一、七七〇円	一、六六〇円	一、五五〇円	一、四四〇円	一、三三〇円	三、五七〇円	三、四五〇円	三、三三〇円	三、二一〇円	三、一〇〇円	二、九九〇円	二、八八〇円	二、七六〇円	二、六五〇円	二、五四〇円	二、四三〇円	二、三二〇円	二、二一〇円	二、一〇〇円	一、九九〇円	一、八八〇円	一、七七〇円	一、六六〇円	一、五五〇円	一、四四〇円	一、三三〇円
三三月	三二月	三一月	三〇月	二九月	二八月	二七月	二六月	二五月	二四月	二三月	二二月	二一月	二〇月	一九月	一八月	一七月	一六月	一五月	一四月	一三月	三三月	三二月	三一月	三〇月	二九月	二八月	二七月	二六月	二五月	二四月	二三月	二二月	二一月	二〇月	一九月	一八月	一七月	一六月	一五月	一四月	一三月

昭和三十四年五月二日 参議院會議録第二十八号 中小企業退職金共済法案

三、六九〇円	三四月
三、八一〇円	三五月
三、九二〇円	三六月
四、〇四〇円	三七月
四、一六〇円	三八月
四、二八〇円	三九月
四、四〇〇円	四〇月
四、五三〇円	四一月
四、六五〇円	四二月
四、七七〇円	四三月
四、八九〇円	四四月
五、〇二〇円	四五月
五、一四〇円	四六月
五、二七〇円	四七月
五、三九〇円	四八月
五、五二〇円	四九月
五、六五〇円	五〇月
五、七七〇円	五一月
五、九〇〇円	五二月
六、〇三〇円	五三月
六、一六〇円	五四月

六、二九〇円	五五月
六、四二〇円	五六月
六、五五〇円	五七月
六、六八〇円	五八月
六、八二〇円	五九月
六、九五〇円	六〇月

〔久保等君登壇、拍手〕

○久保等君 たいだいま議題となりまして中小企業退職金共済法案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、衆議院において修正を加えられ、四月一日、本院に送付せられたものであります。由來、中小企業、零細企業の従業員が、その労働条件において、大企業の従業員に比べて著しく劣位に置かれておられることは、つとに知悉せられるところであり、過ぐる最低賃金法案審議に際しても、また退職金を新たにせられたのであります。退職金制度について見ましても、大企業においては、すでに充実した制度の普及をみているのに対し、中小企業、零細企業の多くは制度の片りんすら見出し得ない実情であります。かかる状態に置かれた従業員が、その勤労意欲をそがれることは理の当然といふべく、さらには、事業主側よりする求人難の敷きとなり、ひいてはこれがいわゆる中小企業の体質改善をはばむ隘路の一つとなつておられることも、また明らかであると言わねばなりません。この窮状打開の一方途として、個々の企業能力では実施の困難な従業員退職金制度を、多数の企業の協力によって実現し

よるとするいわゆる共同退職金積立制度設立の機運が、各地の事業主の間に生じて参りました。しかしながら、これらの制度は準拠し得べき適当な法律を欠くうらみがありますので、新たな立法措置を講じて、安全確実な退職金共済制度を確立し、もつて従業員の福祉向上と雇用安定に貢献せしめ、ひいては中小企業の振興に寄与せしめんとするものが、政府の本法律案を提出するに至つた理由であります。

政府原案の骨子とするところは、さきに申し述べた趣旨を実現するため、中小企業退職金共済制度を創立するとともに、中小企業退職金共済事業団を設けて制度の運営に当らしめるものであります。その概要は次の通りであります。すなわち、

第一に、制度の対象とする事業主の範囲をその常用従業員数によって限定し、商業及びサービス業については三十人以下、その他の事業については百人以下とする。なお、共済契約の締結は任意とすること。第二に、掛金は事業主の負担とし、月額には従業員一人につき二百円以上千円以下とする。第三に、退職給付は、退職金及び解約手当金とし、その額については、一年未満のものを除き、掛金の納付月額の二百円に対応する部分のみについて、掛金納付月数七年以上十年未満の場合五割、十年以上の場合一〇割の国庫補助を、それぞれ退職給付について行うこと。第四に、この制度を安全確実かつ永続的に実施運営せしめるため、中小企業退職金共済事業団を設置すること。なお、事業団は、積立金の運用によつて従業員の福祉施設の経営を行い得ること。

第五に、事業団の余裕金の運用については、その安全かつ効率的な運用を害しない範囲において、中小企業への還元融資を考慮すること。第六に、既存の共同退職金積立制度をも本制度に吸収し得る道を開くこと。第七に、掛金についての全額免稅措置や、退職金を退職所得とみなす措置等、必要な税法上の減免措置を別途講ずること。以上であります。

次に、政府原案に対する衆議院の修正のおもなる点を申し上げます。第一に、事業主の制度加入は、原案においては任意制であったのを、関係事業所の全従業員を被共済者たらしめ得るよう任意包括制をとつたこと。第二に、国庫補助の対象は、原案においては掛金納付月数七年以上の場合であったのを、五年以上と、二年引き下げたこと。第三に、共済契約締結に当たっては、従業員の意見を聞き、かつ、その意に反してはならない旨規定した。第四に、本制度を円滑に運用するため、労働大臣の諮問機関として、学識経験者よりなる中小企業退職金共済審議会を労働省に設置すること。第五に、掛金納付月数二年以上の従業員が、退職して一年以内に再び被共済者となつたときは、前後の掛金納付月数を通算し得ること。第六に、原案においては、退職給付の内容は、掛金納付月数四年で掛金の元金全額、五年半で元利合計となつていたのを、それぞれ三年半、四年半と短縮した。以上であります。

社会労働委員会におきましては、四月八日、提案理由説明及び衆議院修正の説明を聴取し、四月三十日には熱心な質疑が行われましたが、詳細は委員会會議録により御承知いたされたいと存じます。かくて質疑を終了し、直ちに討論に入りまして、格別の発言もなく、続いて採決に入りましたところ、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(平井太郎君) 日程第二より第十七までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(平井太郎君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長秋山俊一郎君。

審査報告書(農林水産委 員会第二号)

- 一、議院の會議に付するを要するもの。
  - 第一六九二号、第一八五一号、第一八五二号、第一八五三号、第一八五四号、第一八五五号、第一八五六号、第一八六一号、第一八六四号、第一八七九号、水産物小売業者の育成施設確立に関する請願
  - 第一七一一号 静岡県原町漁民に対する工場放出水毒物による漁業補償等の請願
  - 第一七二二号、第一七二二二号

昭和三十四年五月二日 参議院會議録第二十八号 遊興飲食税減免に関する請願(十一件)外七件 酔い酩酊犯罪者の保安処分法制定促進に関する請願(二件)外一件 議事 九二四

さつまいもでん粉の政府買上げ実施促進に関する請願  
 第一七二二号 愛媛県松山港を植物防疫法第六条第二項の港に指定する等の請願  
 第一七三八号 水産業協同組合法の一部改正に関する請願  
 第一七三九号 新農山漁村建設総合対策事業費国庫補助増額に関する請願  
 第一七四〇号 漁業共済制度助成に関する請願  
 第一七四一号 漁業共済規程の一部改正に関する請願  
 第一七四二号 漁業協同組合の育成強化に関する請願  
 第一七四三号 水産物価格安定制度確立等に関する請願  
 第一七四四号 水産業改良普及事業の整備拡充に関する請願  
 第一七七一号 静岡県原浦漁民に対する工場放出汚水毒物による漁業補償等の請願  
 第一七七二号 静岡県元吉原漁民に対する工場放出汚水毒物による漁業補償等の請願  
 第一八〇三号、第一八七二号 蕪糸価格安定措置等に関する請願  
 第一八四二号 木炭の価格安定対策確立等に関する請願  
 第一八七三号 自作農維持創設資金の融資拡大に関する請願  
 右の通り審査決定した。よつて報告する。  
 昭和三十四年四月三十日  
 農林水産 秋山俊一郎  
 委員長  
 参議院議長松野鶴平殿

ついで、委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。  
 今国会中、農林水産委員会に付託された請願のうち、去る四月一日までのものについては、すでに審査を済まし、その結果を過ぐる四月八日報告いたしましたところありますが、その後付託されましたのは二十九件で、これが趣意は多岐でありまして、その概要は請願文書表第十二回ないし第十五回報告によつて御了承いただきたく存じます。  
 委員会におきましては、これらの請願について、政府当局の意見をも参考にして、慎重審査の結果、たゞいま議題になりました二十七件は、いずれも全会一致をもつて議院の會議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。  
 右報告いたします。(拍手)  
 ○副議長(平井太郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。  
 [賛成者起立]  
 ○副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は、全会一致をもつて採択し、内閣に送付することに決しました。  
 審査報告書(地方行政委) 員会第一号  
 一、議院の會議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。  
 第六五号、第六六号、第三八一号、第四九三号、第四九四号、第四九五号、第五三二号、第五五二号、第五五三号、第五八六号、第九五六号、遊興飲食税減免に関する請願  
 第五五九号、第五七二号、消防制度改正促進に関する請願  
 第五七〇号、離島振興法に基づく国庫補助増額の請願  
 第六九二号 地方財政法附則の改正に関する請願  
 第九六四号 上水道事業費起債のわく拡大等に関する請願  
 第九六五号 治安施設費の財源措置に関する請願  
 第一五九八号 地方公共団体に對する財源付与等の請願  
 第一六七七号 地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律の有効期限延長に関する請願  
 右の通り審査決定した。よつて報告する。  
 昭和三十四年四月三十日  
 地方行政 館 哲二  
 委員長  
 参議院議長松野鶴平殿

地方行政委員会におきましては、以上十九件の請願は、いずれも願意をおおむね受当と認めまして、これを議院の會議に付し、内閣に送付するを要するものと決定した次第であります。  
 以上御報告申し上げます。(拍手)  
 ○副議長(平井太郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。  
 [賛成者起立]  
 ○副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は、全会一致をもつて採択し、内閣に送付することに決しました。  
 審査報告書(法務委員) 会第二号  
 一、議院の會議に付するを要するもの。  
 一、内閣に送付するを要するもの。  
 第一五一九号、第一六五四号  
 酔い酩酊犯罪者の保安処分法制定促進に関する請願  
 第一七七七号 酔い酩酊犯罪者の保安処分法制定促進等に関する請願  
 右の通り審査決定した。よつて報告する。  
 昭和三十四年四月三十日  
 法務委員長 古池 信三  
 参議院議長松野鶴平殿

[古池信三君登壇、拍手]  
 ○古池信三君 たいま議題となりました請願に對する委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。  
 請願第五百十九号、千六百五十四号及び千七百七十七号は、いずれも泥酔犯罪者の保安処分法制定促進に関する件でありまして、以上三件について審査の結果、いずれも願意は受当と認め、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと、全会一致をもつて決定いたしました。  
 以上御報告申し上げます。(拍手)  
 ○副議長(平井太郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。  
 [賛成者起立]  
 ○副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よつて、これらの請願は、全会一致をもつて採択し、内閣に送付することに決しました。  
 審査報告書(参事) 参事に報告させます。  
 [参事朗読]  
 本日委員長から左の報告書を提出した。  
 社会労働委員会請願審査報告書第一号  
 ○副議長(平井太郎君) この際、日程に追加して、社会労働委員長報告にかゝる、はり、きゆう術の科学的研究所設立に関する請願外三百五件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。  
 [異議なしと呼ぶ者あり]  
 ○副議長(平井太郎君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長久保等君。

○秋山俊一郎君登壇、拍手  
 たいま議題になりました農林水産関係の請願二十七件に

○秋山俊一郎君登壇、拍手  
 たいま議題になりました農林水産関係の請願二十七件に

○館哲二君登壇、拍手  
 たいま議題となりました遊興飲食税減免に関する請願外十八件の請願について、委員会における審査の結果を御報告いたします。

○副議長(平井太郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(平井太郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

は、きゆう術の科学的研究所設立に關する請願(十九件)

原爆被害者救援対策に關する請願(二十件)

原爆被害者救援の立法化に關する請願

社会保障費増額に關する請願

昭和三十四年度福祉関係予算確保に關する請願

地方衛生研究所に關する立法措置の請願

昭和三十四年度国立公園施設整備等の予算増額に關する請願

戦傷病者援護の法制化に關する請願(五件)

国立療養所入所患者の無拠出障害年金に關する請願

血圧国家管理法制定に關する請願

阿蘇国立公園の入園料廃止に關する請願

十和田八幡平国立公園地域の保護等に關する請願

結核治療費全額国庫負担制度確立に關する請願(六件)

結核予防予算増額に關する請願(四件)

保健所費国庫補助増額に關する請願(七十八件)

在宅結核患者の入院促進に關する請願

結核治療費全額国庫負担制度確立等に關する請願

結核治療費全額国庫負担等に關する請願

簡易水道施設費国庫補助増額等に關する請願

結核予防費国庫補助増額等に關する請願

ファイラヤ予防措置の法制化に關する請願

結核予防法の一部改正に關する請願

簡易水道事業費国庫補助増額に關する請願

宮崎県国立日向療養所の新築移転に關する請願

医療類似行為既存業者の業務継続に關する請願(十八件)

国立病院等助産婦の定員確保等に關する請願

結核専門医師増員に關する請願(三件)

国立病院等の給食費引上げに關する請願(二件)

国立病院等の給食費引上げ等に關する請願

国立病院の結核患者収容人員増員に關する請願

国立病院等の営利化反対に關する請願

国立療養所の給食費引上げに關する請願

国立療養所医師の定員確保に關する請願

らい療養所医師の増員等に關する請願

らい療養所施設整備費増額等に關する請願

国立療養所の看護人員増員に關する請願

国立療養所の看護人員増員等に關する請願

脳卒中患者療養所設立に關する請願

国立療養所入所長期療養患者の療養等に關する請願

診療エックス線技師法の一部改正促進に關する請願

生活保護法の出産扶助費増額に關する請願

生活保護法の最低生活基準額引上げ等に關する請願(七件)

生活保護法の最低生活基準額引上げに關する請願(二件)

生活保護法の一部改正に關する請願

生活保護法の一部改正に關する請願

同和对策審議会設置等に關する請願

後保護施設増設等に關する請願(二件)

後保護施設費等国庫補助増額に關する請願

らい療養所の不自由者慰安金増額等に關する請願

国立女子教養院設置に關する請願

生活困窮者等の対策予算確保に關する請願

国立箱根療養所に入所中の戦傷病者の入所料を国庫負担とするの請願(二件)

酒類矯正施設設立に關する請願(二件)

元満洲国軍日系軍官及び生徒の戦病没者遺家族援護に關する請願

精神薄弱児対策強化促進に關する請願(七件)

子どもセンターの法制化に關する請願

保育所措置費改訂に關する請願(二件)

名古屋市の保育所措置費国庫負担金交付基準の地域差是正に關する請願

昭和三十四年度保育予算増額に關する請願

母子相談員の常勤化に關する請願

は、きゆう術及びマツサージの保険取扱に關する請願(十五件)

助産婦を国民健康保険法等による助産の給付担当者とするの請願

国民健康保険の国庫補助増額に關する請願

健康保険の給付内容改善等に關する請願(二件)

健康保険法の一部改正に關する請願

日雇労働者健康保険の給付期間延長等に關する請願

医療単価改正に關する請願

映画興業場従業者の社会保険強制包括適用に關する請願

保険診療機関の暖房費を社会保険診療報酬に算入の請願

未帰還者留守家族等援護法による療養給付期限延長等の請願

病床にある戦争犠牲者の保障に關する請願(二件)

動員学徒犠牲者処遇改善に關する請願(二件)

未帰還者調査の徹底化に關する請願

元南滿洲鉄道株式会社職務傷病者等の処遇に關する請願

引揚者給付金等支給法の一部改正に關する請願(二件)

ソロモン群島方面の戦没者遺骨収集に關する請願(二件)

けい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法の一部改正に關する請願(二十九件)

労働者災害補償保険法の一部改正に關する請願(十件)

結核回復者の就職確保等に關する請願(六件)

失業対策事業労働者の就労人員増大等に關する請願

失業対策事業労働者の夏期手当等に關する請願

失業対策事業就労者の賃金引上げに關する請願

「審査報告書は都合により追録に掲載」

「久保等君登壇、拍手」

「久保等君 たいだいま議題となりまして、この請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申し上げます。」

「委員会におきましては、審査の結果、第二十四号、は、きゆう術の科学的研究所設立に關する請願外三百五十五件の請願は、おおむね願意妥当なもの」と認めまして、いずれも議院の會議に付して内閣に送付すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(平井太郎君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(平井太郎君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採決し、内閣に送付することに決しました。

○副議長(平井太郎君) 日程第二十八及び第二十九の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(平井太郎君) 御異議ないと認めます。また、委員長の報告を求めます。通信委員長松平勇雄君。

審査報告書(通信委員)

一、議院の會議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一七四九号 大阪府吹田市山田地区の電話改善に關する請願

第一八四一号、第一八一九号 無線通信機器保守工事業者認定制度に關する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十四年四月三十日

通信委員長 新谷寅三郎

代理理事 松野鶴平殿

参議院議長松野鶴平殿

「松平勇雄君登壇、拍手」

○松平勇雄君 たいだいま議題となりまして、通信委員

の請願は、おおむね願意妥当なもの

の請願は、おおむね願意妥当なもの

の請願は、おおむね願意妥当なもの

の請願は、おおむね願意妥当なもの

の請願は、おおむね願意妥当なもの

の請願は、おおむね願意妥当なもの

の請願は、おおむね願意妥当なもの

の請願は、おおむね願意妥当なもの

の請願は、おおむね願意妥当なもの

の請願は、おおむね願意妥当なもの

の請願は、おおむね願意妥当なもの

の請願は、おおむね願意妥当なもの

の請願は、おおむね願意妥当なもの

昭和三十四年五月二日 参議院會議録第二十八号 外一件

